

富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託に係る公募型プロポーザルに実施要領

1 目的

本要領は、「富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託」の受託者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託

(2) 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。また、業務内容の詳細は、別に定める「富士市ふるさと納税制度特産品配布等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりとする。

- ① ふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務
- ② ふるさと納税ポータルサイトに係る作成及び編集、管理に関する業務
- ③ 返礼品提供事業者への発注及び返礼品の配送管理に関する業務
- ④ 返礼品提供事業者への支払いに関する業務
- ⑤ 寄附金受領証明書等の作成・送付に関する業務
- ⑥ 返礼品提供事業者の支援と事業者開拓に関する業務
- ⑦ 新たな返礼品の企画及び返礼品提供事業者との調整に関する業務
- ⑧ ふるさと納税のPR・プロモーションに関する業務
- ⑨ 寄附者からの問い合わせ等への対応に関する業務
- ⑩ ワンストップ特例申請の受付に関する業務
- ⑪ ふるさと納税自動販売機の取扱い
- ⑫ その他制度改正への対応等

(3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、運用開始予定日は令和6年4月1日とする。

また、契約締結日から令和6年3月31日までは引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に発生する費用については、市は負担しないものとする。

(4) 見積限度額 寄附受入額の6.0%（消費税及び地方消費税額を含む。）

※令和4年度寄附受入額を基準とする。

※「仕様書」の「4 業務内容」及び「5 業務内容の詳細」に係る経費とする。

（返礼品の調達代金・送料及びワンストップ特例申請の受付に関する業務は含まない）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課（問い合わせ先）

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市産業交流部産業政策課（担当 渡邊・鈴木）

電話 0545-55-2779（直通） F A X 0545-51-1997

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、本業務が多岐にわたることから、専門性の高い企業の積極的な参加を募ることを目的として、共同事業体による参加を認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和5年度富士市競争入札参加資格審査の登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) 富士市内に本社を有し、本事業にあたる3名以上の専任社員を置いていること。
- (7) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三機関によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (8) 過去3年間（令和2年4月1日から令和5年3月31日）までにおいて、単年度寄附金額20億円以上の自治体のふるさと納税事業にて、同様の業務を受託した実績を2自治体以上有していること。
- (9) 共同体事業者の場合には、(1)から(5)にあつては全構成員が、(6)から(8)にあつてはいずれかの構成員が満たしていること。

6 共同事業体による申請

参加表明に当たっては、以下のとおり複数の団体から構成される共同事業体により申請することができる。

ただし、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。また、共同事業体の構成員又は単独で申請した団体が、他の共同事業体の構成員になることはできない。

なお、共同事業体における各構成団体は、本業務の遂行及び遂行に伴い当該共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(1) 共同事業体の名称

各構成団体の名称とは別に、共同事業体の名称を定める必要がある。

(2) 代表団体

各構成団体の中から、代表団体（1団体）を定める必要がある。

審査、選定等に関する市から申請者への通知・連絡等は、代表団体に対して行う。

また、各構成団体から代表団体に対して次の事項を委任するものとし、「共同事業体に関する委任状」（様式－5）を提出する。

ア 富士市との折衝に関すること

イ プロポーザル応募申請に関すること

ウ 本事業の契約締結に関すること

エ 委託料の請求及び受領に関すること

オ 他の関係団体との調整に関すること

カ 共同事業体に属する財産の管理に関すること

キ その他、プロポーザルの応募、契約の締結に関する一切の権限

また、上記委任にあたっては、各構成員間で協議の上、本事業に係る役割分担や費用分担などを明確にし、別紙参考様式「共同事業体協定書」を締結し、その写しを提出すること。

7 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする（なお、日程は都合により変更する場合がある。）。

No.	項目	実施日	備考
1	参加募集の公告	令和5年12月19日(火)	富士市ウェブサイトに掲載
2	参加表明に関する質問書受付期間	令和5年12月19日(火) ～12月25日(月)	電子メールによる提出
3	参加表明に関する質問回答日	令和5年12月27日(水)	富士市ウェブサイトに掲載
4	プロポーザル参加表明書等提出期間	令和5年12月19日(水) ～令和6年1月10日(水)	持参
5	参加資格要件の審査結果通知	令和6年1月11日(木)	電子メールにより通知
6	企画提案書等提出に関する質問書受付期間	令和6年1月11日(木) ～1月15日(月)	電子メールによる提出
7	企画提案書等提出に関する質問書回答日	令和6年1月23日(火)	富士市ウェブサイトに掲載
8	企画提案書等の提出期間	令和6年1月11日(木) ～1月29日(月)	電子メールによる提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和6年1月29日(月)	電子メールによる提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年2月5日(月)	
11	優先交渉権者の特定等結果通知及び公表	令和6年2月上旬	電子メールにより通知、富士市ウェブサイトに掲載
12	契約交渉・契約締結	令和6年2月中旬	

8 参加表明に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和5年12月19日(火)から同年12月25日(月)まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2952（直通）
- (3) 質問回答日 令和5年12月27日(水)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

9 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和5年12月19日(火)から翌年1月10日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課

(3) 提出方法 持参（年末年始（12月29日～1月3日）、祝休日を除く月曜日～金曜日）

※書類の確認を行うため、持参する日時を事前に電話にて予約してください。

(4) 提出書類 以下の指定の様式による。提出用紙はA4サイズに統一すること。

No.	提出書類	提出部数	様式等	単独実施	共同実施
1	プロポーザル参加表明書	正本 1部	様式－2	◎	
2	プロポーザル参加表明書 （共同事業体用）	正本 1部	様式－3		◎
3	会社概要書（共同事業体の場合は 全構成団体分）	正本 1部	様式－4	◎	◎
4	共同事業体に関する委任状	正本 1部	様式－5		◎
5	共同事業体協定書の写し	正本 1部	参考様式		◎
6	参加表明者の同種または類似業務 実績表（共同事業体の場合は全構 成団体分）	正本 1部	様式－6	◎	◎
7	業務管理者及び業務担当者の経歴 書（共同事業体の場合は全構成団 体分）	正本 1部	様式－7	◎	◎
8	直近3年分の決算状況がわかる財 務諸表等（共同事業体の場合は全 構成団体分）	正本 1部	様式任意	◎	◎

10 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、参加表明者の同種または類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を、令和6年1月11日（木）に参加表明者全員に電子メールで、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が5者以上の場合は、本要領14の「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「企画提案書の提出者を選定するための基準」に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位5者を選定する。また、5者以下の場合は、提案者全てを一次審査による選定者とし、本要領14の「評価項目及び評価基準」及び本要領15に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和6年1月11日（木）から同年1月29日（月）までの午前8時30分から午

後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課

(3) 提出方法 提出書類を電子メールで送付すること。

また、電子メール送信後、市担当へ電話にて提出の旨を連絡すること。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2952（直通）

(4) 提出書類 以下のとおり。提出用紙はA4サイズに統一すること。

No.	提出書類	提出部数	様式等
1	企画提案書表紙	正本1部	(表紙) 様式-8
2	業務実施体制	正本1部	任意様式 A4縦 1ページ以内
3	業務工程計画 (実施スケジュール)	正本1部	任意様式 A4縦 1ページ以内
5	企画提案	正本1部	任意様式 A4 30ページ相当以内
6	見積書及び内訳書	正本1部	任意様式 消費税及び地方消費税を含む

(5) 留意事項

ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

ウ 企画提案書に記載した配置予定の管理者、担当者及び照査担当者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。

エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。

オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。

キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

ク 企画提案書の「業務実施体制」から「企画提案」までについては下段余白中央にページ番号を付すこと。

ケ 見積りの内訳書については、委託料率（％）及びワンストップ特例申請の受付に関する業務にかかる経費を記載すること。

12 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和6年1月11日（木）から同年1月15日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話 0545-55-2779（直通）
- (3) 質問回答日 令和6年1月23日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

13 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年1月29日（月）午後3時まで
- (2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課
- (3) 提出方法 提出書類を電子メールで送付すること。
また、電子メール送信後、市担当へ電話にて提出の旨を連絡すること。
メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2952（直通）

14 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和6年2月5日（月） ※詳細な時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市永田町1丁目100番地 市庁舎会議室
- (3) 出席者 出席者は、4人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり40分以内とする。
(提案者からの説明25分、質疑応答15分)
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - イ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン、プロジェクター及びスクリーン）は、本市で用意するが、特別な機器が必要な場合は、企画提案者で用意すること。
 - ウ 必要機器のセッティング等が説明開始時間までに終わらない場合は、提案者からの説明（30分）に含めるものとする。
 - エ 新型コロナウイルス感染症対策等の事情により、上記会場での実施が困難な場合、市と協議の上、オンライン等により実施するものとする。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

15 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価比重は、下記のとおりとする。

(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価比重は、以下のとおりとする。（提出書類による一次審査）（100 点）

評価項目		評価基準		比重
経験及び能力 参加表明者の	業務の安定性	業務の完遂能力の有無	財務状況の健全性	25%
			業務実施体制	
			会社更生法、指名停止等の適用事例	
	実績・成績等	成果の確実性	同様のふるさと納税行委託の企画・運営等の実績	25%
			業務表彰実績	
経験及び能力 配置予定業務従事者の	業務管理者の経験及び能力	業務遂行技術力	平成 30～令和4年度に業務管理者として完了した又は実施した類似の業務実績	25%
		業務の確実性	契約中の手持ちの業務件数	
	業務担当者の経験及び能力	業務遂行技術力	平成 30～令和4年度に業務管理者として完了した又は実施した類似の業務実績	25%
		業務の確実性	契約中の手持ちの業務件数	

(2) 企画提案書を特定するための基準

別紙「評価基準」のとおり（400 点）

※ 「参加表明書等」及び「企画提案書」に対する評価項目は、以下の基準で評価し、比重に応じて配点する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通・標準（趣旨に合致している）
2	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

16 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 15 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点（一次審査と二次審査の合計点）が最も高い企画の提案者を優先交渉権者とし、2 位となった企画の提案者を次点者として特定する。

ウ 本要領 5 に定める「参加資格」及び本要領 11 に定める内容を満たさない企画提案書は失

格とする。

エ 同一点数が２者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ 審査委員会が適切な提案がないと判断した場合には、優先交渉権者を特定せず、プロポーザルの手続を中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和６年２月上旬に電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和６年２月上旬に富士市ウェブサイトで公表する。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/furusato-nouzei.html>

ウ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した日の翌日から起算して５営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

17 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議、確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領５に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和６年２月中旬（予定）

18 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

19 その他（留意事項等）

(1) プロポーザル参加表明書、企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領 2 (4) 「見積限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

(イ) 本要領 14 「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合。ただし、交通機関等の事故その他の真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。

(ロ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合には失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続以外の方法により、審査委員若しくは関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場合

(イ) プレゼンテーション時に、予定担当者が欠席した場合。ただし、交通機関の事故その他の真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。

(ロ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

(エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。

20 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所
様式－１	参加表明に関する質問書	要領 8
様式－２	プロポーザル参加表明書	要領 9
様式－３	プロポーザル参加表明書（共同事業体）	要領 6、9
様式－４	会社概要書	要領 9
様式－５	共同事業体に関する委任状	要領 6、9
参考様式	共同事業体協定書	要領 6、9
様式－６	参加表明者の同種または類似業務実績表	要領 9
様式－７	業務管理者及び業務担当者の経歴書	要領 9
様式－８	企画提案書（表紙）	要領 11
様式－９	企画提案書等提出に関する質問書	要領 12
様式－１０	プロポーザル参加辞退届	要領 12
任意様式	財務諸表、業務実施体制、業務工程計画、企画提案に対する提案等	要領 9、11